

第 7 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

令和5年3月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

令和5年3月13日(月曜日)

午前9時57分開議
午後0時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 令和5年度熊本県一般会計予算

議案第37号 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

議案第41号 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

議案第63号 熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について

議案第65号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 負担付寄附の受納について

議案第71号 権利の放棄について

出席委員(8人)

委員長 大平 雄一
副委員長 池永 幸生
委員 城下 広作
委員 池田 和貴
委員 淵上 陽一
委員 岩田 智子
委員 末松 直洋
委員 前田 敬介

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 白石 伸一
教育理事 石元 光弘
教育総務局長 城内 智昭
県立学校教育局長 重岡 忠希
市町村教育局長 古田 亮
教育政策課長 竹中 千尋
学校人事課長 鎌本 亮太
文化課長 宮崎 公一
施設課長 東 敬二
高校教育課長 前田 浩志
特別支援教育課長 宮本 信高
学校安全・安心推進課長 野崎 康司
体育保健課長 平江 公一
義務教育課長 藤岡 寛成
社会教育課長 三角 登志美
人権同和教育課長 柳田 壽昭

警察本部

本部長 山口 寛峰
警務部長 清水 稔和
生活安全部長 高光 純司
刑事部長 開田 哲生
交通部長 西村 博
警備部長 小川 光一郎
首席監察官 松永 透
参事官兼総務課長 田中 弘哉
参事官兼警務課長 竹口 光二郎
参事官
兼生活安全企画課長 田尻 正浩
参事官兼刑事企画課長 井野 新輝
参事官
(組織犯罪対策) 前田 嘉輝
参事官兼交通企画課長 内田 義朗
参事官(運転免許) 竹内 英樹
参事官兼警備第一課長 松村 英志
理事官兼会計課長 合瀬 勝彦

交通規制課長 堤 信 二

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 内 布 志保美

午前9時57分開議

○大平雄一委員長 おはようございます。ただいまから、第7回教育警察常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることとしました。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、付託議案等について、警察本部、教育委員会の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山口警察本部長。

○山口警察本部長 議案の説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

大平委員長をはじめ委員の皆様には、この1年間、警察行政の各般にわたり、深い御理解と温かい御支援をいただき、誠にありがとうございました。

引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回県警察から提案しておりま

す議案等につきまして、概要を御説明いたします。

まず、議案関係でございます。

議案第33号、令和5年度熊本県一般会計予算については、県の基本方針を踏まえつつ、喫緊の治安課題への対応と変容する社会情勢を踏まえたDXや業務イノベーションの推進に必要な事業への重点化を図り、警察費及び災害復旧費で総額399億3,965万円余をお願いしております。

特に、令和5年度は、交通安全水準の向上に資する取組といたしまして、昨年度に引き続き、交通安全施設の整備を進めるほか、自転車が関与する交通事故の防止に向けた体験型の交通安全教育を強化してまいります。

また、TSMCの進出や今後の半導体関連産業の集積を見据えて、外国人材の受入れ、共生に向けた取組やサイバー犯罪対策と経済安全保障の推進にも力を入れていくこととします。

議案第65号、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、警察職員の特殊勤務手当の支給制限及び手当の額の見直し等を行うものであります。

議案第66号、熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定については、博物館法の一部改正に伴い、関係規定を整理するものであります。

議案第67号、熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定については、風俗営業者の遵守事項の見直し等に伴い、関係規定を整備するものであります。

次に、その他報告事項についてです。

その他の報告事項として、総務常任委員会で御審議をいただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について及び令和3年2月定例会で議決いただいた熊本

県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議の現状について報告をさせていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○合瀬会計課長 会計課でございます。

予算関係議案につきまして御説明いたします。

資料の説明に先立ち、まず、今回の予算についての基本的な考え方でございますが、本県の治安情勢は、これまでの治安対策によって刑法犯認知件数が減少基調で推移するなど、一定の成果が見られるところであります。一方で、高齢者交通事故や自転車に関与する交通事故の増加、半導体関連企業の集積に伴う定住外国人の増加と経済安全保障上の課題、SNS等に起因するサイバー空間の脅威の深刻化、昨年来からの電話で「お金」詐欺被害の急増など、様々に変容する治安情勢に的確に対応することで、県民の安全、安心を確保する必要がございます。

こういった状況を踏まえまして、令和5年度は、喫緊の治安課題への対応のほか、限られた人的リソースの有効活用に資するDXや業務イノベーションの推進に必要な事業への重点化を図り、所要の予算を要望したところでございます。

それでは、具体的な予算の内容について御説明いたします。

お手元の警察本部の説明資料、付託議案関係を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

議案第33号、令和5年度熊本県一般会計予算についてでございます。

まず、上段の公安委員会費で1,298万5,000

円を計上しておりますが、これは、公安委員の報酬や活動旅費などの運営費でございます。

次に、下段に、警察本部費としまして313億9,348万2,000円を計上しておりますが、資料右側の説明欄の主な項目について御説明いたします。

1の職員給与費277億1,220万3,000円は、職員の給与や機動隊員の時間外勤務手当で、2の退職手当9億2,939万円は、定年や自己都合など、退職者に対する支給見込額でございます。

次に、3の警察一般管理費22億8,932万9,000円ですが、(1)は、警察行政におけるデジタル化の推進や警察庁とのシステム統合に要する経費でございます。

これは、RPAやチャットツールの導入により、定型業務の自動化、情報共有方法の合理化を図るほか、都道府県警察において独自に整備してきた業務システムを、警察庁が整備する共通基盤、いわゆる警察版ガバメントクラウドに移行するものでございます。

(2)から(4)までは、職員の赴任旅費や警察官の制服費、会計年度任用職員等に要する経費でございます。

2ページをお願いいたします。

(5)から(7)までは、訴訟対応や業務管理、庁舎光熱水費等に要する経費、(8)から(11)までは、職員の福利厚生、警察情報ネットワークの管理運営、県警音楽隊などの各種広報活動、行政文書の管理等に要する経費でございます。

次に、4の児童手当4億6,256万円は、職員の中学生以下の子に対する支給見込額でございます。

次に、下段の装備費でございます。

4億8,404万5,000円を計上しておりますが、これは、装備資機材の整備や車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理に要する経費でございます。

3ページをお願いいたします。

上段の警察施設費で27億7,353万9,000円を計上しておりますが、これは、警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

説明欄1の警察施設維持費11億8,360万8,000円は、警察本部庁舎や警察署など、警察施設の修繕、設備等の保守点検に要する経費でございます。

2の警察施設整備費として、15億8,993万1,000円をお願いしております。

(1)は、上天草警察署庁舎建て替えのための建設工事等に要する経費で、令和5年度末の完成を目指して整備を行うものであり、(2)の花畑交番整備事業は、老朽化の著しい現交番の現地建て替えに係る地質調査及び建物設計に要する経費でございます。

(3)から(5)までは、交番、駐在所等の整備や運転免許センターの設備更新その他警察施設の整備、改修等に要する経費でございます。

次に、中段の運転免許費で8億6,923万7,000円を計上しております。

これは、自動車運転免許費の(1)から(3)までに記載のとおり、運転免許センターにおける免許試験業務に要する経費でございます。

次に、下段の恩給及び退職年金費で2,357万2,000円を計上しておりますが、これは、恩給法に基づき、昭和37年以前に退職した警察職員とその遺族に対して支給する恩給と扶助料でございます。

4ページをお願いいたします。

警察活動費で43億7,978万9,000円を計上しております。

説明欄1の一般警察運営費として、6億4,150万6,000円をお願いしており、(1)から(5)までは、犯罪被害者等を支援するための経費、被留置者の食糧費など、留置施設の運用に要する経費、犯罪捜査など警察活動に必要な旅費、備品整備に要する経費、柔道、剣道訓練など、職員の能力向上に要する経費、

感染症対策に必要な資機材整備に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

次に、2の総合治安対策費で2億125万5,000円をお願いしております。

(1)は、電話で「お金」詐欺の根絶に向けた被害防止活動に要する経費でございます。

現在運用中の詐欺被害防止コールセンターを継続するとともに、より啓発効果を上げるため、令和5年度は、テレビCMのほか、新聞やSNSなどにより犯行手口や被害世代に応じた積極的な広報活動に取り組んでまいります。

(2)から(4)までは、熊本市中心繁華街等における防犯カメラの運用に要する経費や荒尾・玉名地域における通学路の見守り活動、豪雨災害の被災者に寄り添った防犯活動に要する経費でございます。

(5)は、外国人犯罪の取締りや来日外国人の安全対策に要する経費でございます。

部外通訳要員や多言語コールセンターの活用、部内通訳要員の能力向上のため、ネイティブ講師による教養を実施するほか、TSMCの進出等に対応するため、北京語の語学研修をはじめ、ベトナム語の語学研修も拡充して通訳人育成を図るなど、語学教養に取り組んでまいります。

(6)と(7)は、県警ひまわり隊による防犯、交通安全活動、大規模災害や各種テロ等、緊急事態の発生に備えた装備資機材の整備などに要する経費でございます。

6ページをお願いいたします。

3の生活安全警察運営費として、6,324万6,000円をお願いしております。

(1)は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた捜査員の能力向上、捜査資機材の整備などに要する経費、(2)は、ストーカー行為やDV等の被害者の安全確保、ストーカー行為等をした者を更生させるためのカウンセリングなどに要する経費、(3)から(5)までは、

防犯ボランティア団体等の活動支援、生活安全警察に係る許可等の事務の業務委託、産業廃棄物の不法投棄など環境事犯対策に要する経費でございます。

次に、4の地域警察運営費として、3億2,913万円をお願いしておりますが、(1)と(2)は、駐在所協力家族への報償費や山岳救助装備資機材の整備などに要する経費、110番センターの運用に要する経費でございます。

7ページをお願いいたします。

5の刑事警察運営費として5億584万6,000円をお願いしております。

(1)から(4)までは、重要凶悪事件などの捜査活動、暴力団と組織犯罪の壊滅に向けた検挙活動等に要する経費、取調べや犯罪捜査の適正化対策等に要する経費、犯罪鑑識に必要な資機材等の整備や維持管理に要する経費、科学捜査研究所の鑑定用資機材の維持管理に要する経費でございます。

次に、6の交通警察運営費として、12億1,201万6,000円をお願いしております。

(1)は、自転車に関連する交通事故の防止に向けた体験型交通安全教育の強化に要する経費でございます。

自転車が関与する交通事故が増加傾向であることを踏まえ、令和5年度から新規事業として実施するもので、自転車シミュレーターを活用した交通安全教育に力を入れたいと考えております。

本年4月から、全国で自転車乗車中のヘルメット着用の努力義務化が始まり、ますます自転車に注目が集まることが予想されますので、取締りだけでなく、基本的な交通ルールの啓発活動を強化していきます。

(2)と(3)は、各種交通安全施策や交通指導取締りなどに要する経費、信号機の電気料や回線使用料、交通関係許可等事務などに要する経費でございます。

次に、7の交通安全施設費で14億2,679万

円をお願いしております。

熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議を踏まえ、安全で円滑な交通環境を確立するため、道路の新設などに必要な信号機の新設、改良、道路標識の更新や道路標示の補修、老朽化した信号柱の更新などの整備を進めることとしています。

以上、警察費として、合計399億3,664万9,000円をお願いしております。

引き続き、8ページをお願いいたします。

災害復旧費でございます。

警察施設災害復旧費で300万4,000円をお願いしております。

これは、令和2年7月豪雨で被災した八代警察署坂本駐在所のプレハブリースに要する経費でございます。

ここまですべての歳出予算に係る説明でございます。警察費と災害復旧費を合わせますと、警察本部の歳出予算総額は、399億3,965万3,000円となります。

9ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

警察関係業務として、1億5,615万円の設定をお願いしております。

これは、運転免許センターの受変電設備更新工事について、半導体不足等により工事完了まで相当な期間を要することから、設定をお願いするものでございます。

予算関係は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○竹口警務課長 警務課でございます。

第65号議案、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料では、11ページから13ページになっております。

12ページを御覧ください。

本件につきましては、警察職員の特殊勤務手当の支給制限及び身辺警護等作業に係る手

当の額の見直し等を行うものです。

特殊勤務手当の支給制限の見直しにつきましては、職員間の手当支給額の格差を是正するため、職員が同一の日において複数の特殊勤務作業に従事した場合における支給基準の改正を行うものです。

次に、身辺警護等作業に係る手当の額の見直しにつきましては、警護対象者の身辺警護作業に伴う危険性、困難性、精神的緊張の度合いに鑑み、特定皇族の側近警衛作業と同額となるよう改正を行うものです。

また、警護対象者の定義を定めている警護要則の廃止及び制定に伴い、所要の改正を行うこととしております。

施行日につきましては、令和5年4月1日ですが、警護要則に関する改正規定は公布の日となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田中総務課長 総務課から、第66号議案、熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料は、15ページから18ページをお願いいたします。

博物館法の一部改正に伴いまして、同法の各規定に条ずれが生じ、博物館に相当する施設を規定する同法第29条については、改正後の同法第31条第1項に改められることとなります。

資料の17ページ、18ページの新旧対照表を御覧ください。

この改正に伴いまして、同法第29条を引用する熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例について、改正後の同法に対応するよう、それぞれの一部を改正するものです。

施行日は、博物館法の一部を改正する法律の施行日である令和5年4月1日を予定して

おります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○田尻生活安全企画課長 生活安全企画課です。

付託議案関係の説明資料、19ページを御覧ください。

19ページから22ページまでです。

議案第67号、熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

本条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づき、必要な事項を定めたものです。

条例改正の概要について説明します。

改正点は3点です。

1点目は、酒類提供禁止規定の削除です。

本条例では、風俗営業者の遵守事項として、パチンコ店等での客への酒類提供を禁止しておりますが、関係団体から緩和の要望があり、また、酒類の提供を条例で禁止しているのは全国で熊本県のみであったことから、当該義務を緩和することとし、酒類提供禁止に係る規定を削除するものです。

2点目は、博物館法の一部改正に伴う規定の整理です。

令和5年4月1日、博物館法の一部を改正する法律が施行され、本条例で引用している博物館に相当する施設に関する規定について、条ずれが生じるため、関係規定を整理するものです。

3点目は、その他規定の整理です。

条例で定める営業制限地域等の条文にある施設の敷地に関する部分が、同法施行令と異なる規定ぶりとなっていたため、同じ規定ぶりに改正するものです。

なお、本改正のうち、酒類提供禁止規定の削除については、県民のごく一部、パチンコ

等遊技者に関する緩和で、そもそもパブリックコメントは不要であり、また、博物館法の一部改正に伴う関係規定の整理等については、軽微な変更等であると認められ、県政に係る意見提出手続の除外規定に該当することから、パブリックコメント手続は実施しません。

施行日については、1点目と2点目は、令和5年4月1日から、3点目については、公布の日から施行することとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○大平雄一委員長 次に、教育長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、白石教育長。

○白石教育長 教育委員会でございます。

大平委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして、熱心に御指導、御助言をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、今回提案しております教育委員会関係の後議議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和5年度当初予算についてでございます。

一般会計及び特別会計合わせて、教育委員会総額で1,260億9,387万円余をお願いしております。

令和5年度は、子供たちの夢を実現する教育を推進するため、第3期教育プランに基づき、次の5つのテーマに取り組んでまいります。

1つ目は、誰一人取り残さない学びの保障、2つ目は、きめ細かな教育による学力の向上とグローバル人材の育成、3つ目は、魅力ある学校づくり、4つ目は、熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興、5つ目

は、新型コロナウイルス感染症への対応でございます。

1つ目の誰一人取り残さない学びの保障の主な事業としましては、まず、夜間中学の整備について、令和6年4月の開校を目指すとともに、多様な学びの場を整備し、一人一人に寄り添った特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

2つ目のきめ細かな教育による学力の向上とグローバル人材の育成につきましては、子供たちの主体的な学びを育む教職員の授業力向上や校務のICT化及び学習データ活用のためのソフト導入に取り組みます。

また、令和6年春の開館を目指すこども図書館の整備や特別展「文字が語る古代のくまもと」の開催、さらにはTSMCの進出も視野に、さらなる日本語教育の充実に取り組んでまいります。

3つ目の魅力ある学校づくりについては、県立学校の魅力化、特色化の推進や半導体関連人材の育成などを進め、喫緊の課題である教員不足の解消についても、あらゆる手段を講じてまいります。

また、学校における働き方改革を着実に推進するとともに、部活動指導員の配置増、中学校運動部活動における休日の段階的な地域移行に向けた取組など、魅力ある学校づくりを目指し、取り組んでまいります。

4つ目の熊本地震や令和2年7月豪雨からの創造的復興につきましては、地震や豪雨で通学困難となった生徒の通学支援やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、被災した文化財の復旧など、一日も早い復旧と創造的復興に取り組んでまいります。

最後に、5つ目の新型コロナウイルス感染症への対応については、過密乗車を避けるための特別支援学校通学バスの増便や県立学校における感染対策用の物品購入等、必要な対策に取り組んでまいります。

このほか、債務負担行為20億6,656万円余の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案関係についてでございます。

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定について外3件について提案しております。

最後に、その他報告事項としまして、1件報告させていただきます。

以上が今議会に提案申し上げております後議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○大平雄一委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○竹中教育政策課長 教育政策課です。

お手元の資料、括弧書きで令和5年度当初予算等と記載してある資料を御覧ください。

教育委員会の令和5年度当初予算について、各課から主な事業を説明させていただきます。

2ページをお願いします。

1段目の教育委員会費の右側の1、委員報酬の(1)教育委員会委員報酬等ですが、これは、教育委員5人の報酬に要する経費でございます。

次に、2、委員会運営費の(1)運営費ですが、これは、教育委員の活動等に要する経費でございます。

2段目の事務局費の右側の1、事務局運営費等の(2)熊本県教育情報化推進事業ですが、これは、県立学校における教職員や生徒が使用するパソコン等のリースやネットワークの保守管理等に要する経費でございます。

本事業では、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた対応として、教員のICT機器の活用を向上するための研修費用や、令和2

年7月豪雨対応として、球磨川流域をICT教育の先進地域にしていくための基本構想に基づく取組に要する経費を計上しております。

次に、(3)教育振興基本計画推進事業は、教育振興基本計画の推進及び次期計画の策定に要する経費でございます。

3ページをお願いします。

1段目の教職員人事費の右側の1、教職員住宅建設事業費の(1)教職員住宅建設償還金及び財産処分費ですが、これは、教職員住宅建設償還金及び廃止住宅の処分に要する経費でございます。

次に、3、教職員福利厚生事業費の(1)教職員福利厚生事業は、教職員健康増進事業を行う公立学校共済組合熊本支部に対する助成でございます。

2段目の教育センター費の右側の1、管理運営費の(1)管理運営費ですが、これは、教育センターの維持管理及び運営に要する経費でございます。

次に、3、研修事業費の(2)及び(3)の初任者研修は、県立学校及び小中学校の新規採用教員を対象とした研修に要する経費でございます。

4ページをお願いします。

恩給及び退職年金費の右側の(1)恩給及び退職年金費は、共済制度発足以前に退職した教育職員本人に対する恩給及び遺族に対する扶助料の支給でございます。

教育政策課の説明は以上です。

○鉦本学校人事課長 学校人事課です。

各事業の説明に先立ちまして、今回計上しております教職員の給与費について、各課に共通する事項ですので、一括して学校人事課の例で御説明させていただきます。

5ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側の1、職員給与費ですが、職員の給与について、令和5年1月

1日現在の職員に係る給与費から定年等の退職者分を除き、新規採用者や再任用者等の見込額を加えたものでございます。

以下、文化課、施設課、体育保健課、社会教育課の職員給与費につきましても同様ですので、各課からの説明は省略させていただきます。

次に、2、事務局運営費等の(1)学校における働き方改革推進事業ですが、これは、教職員の働き方改革を推進するため、民間の働き方改革アドバイザー等を学校へ派遣する経費等でございます。

次に、3、退職手当及び2段目の教職員人事費の右側の1、退職手当ですが、来年度から施行される定年引上げにより、60歳を迎える者のうち3割が退職すると想定し、所要額を計上しております。このため、教職員人事費の予算額が、前年度と比べ大幅な減となっております。

次に、3、管理運営費の(5)教育サポート事業ですが、教職員の業務負担を軽減するため、教員業務支援員や特別支援学校サポーター等を配置する経費でございます。

6ページをお願いします。

右側の(6)就学支援金交付等事業は、公立高校の生徒に係る経済的負担の軽減を図るために行う就学支援金の支給等の経費でございます。就学支援金の対象者数については、今年度の在籍生徒数に進級率や過去の受給者率等を乗じて積算しております。

また、5、公立学校教員採用選考考査事務費の(2)教員不足解消緊急対策事業ですが、これは、新規事業で、教員不足の早期解消を図るため、教員の魅力を発信する広報活動や教員免許保有者で教職に就いていない方、UIターンを希望されている方などを対象とした講習会等の実施に要する経費でございます。

次に、2段目の教職員費ですが、小学校の教職員給与費及び旅費でございます。

また、7ページの1段目の教職員費から8ページの特別支援学校費ですが、いずれも各校種の教職員給与費、旅費及び光熱水費等の学校運営に要する経費等でございます。

なお、8ページの特別支援学校費の右側の2、学校運営費の(4)特別支援学校通学バス感染症対策事業ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、特別支援学校の通学バスの過密乗車を避けるための増便に要する経費でございます。

また、3、就学奨励費ですが、特別支援学校における児童生徒の学用品の購入等の支援に要する経費でございます。

学校人事課の説明は以上です。

○宮崎文化課長 文化課です。

9ページをお願いします。

文化費の右側の2、文化振興費の(2)美術館分館管理運営費ですが、これは、美術館分館の指定管理及び保全計画に基づくエレベーターやエスカレーター等の改修工事に要する経費でございます。

次に、4、文化財保存管理費の(1)文化財保存事業ですが、これは、国、県指定文化財の保存整備、防災対策を行う市町村等に対する助成でございます。

10ページをお願いします。

右側の(4)熊本文化財記録・伝承事業ですが、これは、新規事業で、熊本地震文化財復旧記録集の刊行に要する経費でございます。

次に、(5)装飾古墳館関係経費ですが、これは、装飾古墳館の管理運営、調査、普及及び企画展開催等に要する経費でございます。

次に、(6)装飾古墳館保全計画ですが、これは、装飾古墳館の保全計画に基づく電気設備及び照明設備等の改修工事に要する経費でございます。

なお、この経費と2の(2)でも述べました美術館分館の保全計画に基づく改修工事費が、文化費の主な増額要因となっております。

す。

次に、(7)鞠智城関係経費ですが、これは、鞠智城跡の管理運営及び国特別史跡指定に向けた取組に要する経費でございます。

2段目の美術館費の右側の2、(1)管理運営費ですが、これは、美術館本館の光熱水費や警備委託等の管理運営に要する経費でございます。

次に、4の(1)展覧会事業費ですが、これは、美術館主催及び共催の展覧会の開催に要する経費でございます。

次に、5、永青文庫推進事業費の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、永青文庫所蔵美術品の展示及び展示する美術品等の調査研究に要する経費でございます。

11ページをお願いします。

教育施設災害復旧費の右側の1、社会教育施設災害復旧費の(1)文化財災害復旧事業及び(2)文化財災害復旧事業(令和2年7月豪雨)は、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨で被災した熊本城や人吉城跡などの国、県指定文化財等の復旧に要する経費でございます。

文化課の説明は以上です。

○東施設課長 施設課です。

12ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側の1、公立学校建設指導監督事務費の(1)公立文教施設整備事業指導事務費ですが、これは、市町村立学校施設の指導、調査、検査等に要する経費でございます。

次に、2段目の全日制高等学校管理費の右側の1、県立学校施設維持費の(1)高等学校施設維持管理費ですが、これは、県立高等学校施設設備の法定検査など、維持管理費に要する経費でございます。

次に、3段目の学校建設費の右側の1、県立高等学校施設整備費の(1)校舎新・増改築事業(単県)ですが、これは、熊本工業高校実

習棟改築の第3期工事等に要する経費でございます。

また、(2)県立高等学校施設整備事業ですが、これは、県立高等学校の長寿命化改修をはじめとする施設整備を行うもので、小川工業高校実習棟改築工事ほか60件に要する経費でございます。

長寿命化改修は、学校ごとに長期にわたり保全工事を行うものであるため、年度により増減が生じますが、来年度は、小川工業高校実習棟改築に加え、第一高校、済々黌高校の改修に着手することに伴い、大幅な増が生じております。

次に、4段目の特別支援学校費の右側の1、施設整備費の(2)特別支援学校施設整備事業ですが、これは、特別支援学校の長寿命化改修をはじめとする施設整備を行うもので、天草支援学校長寿命化改修工事ほか13件に要する経費でございます。

また、(3)特別支援教育環境整備事業ですが、これは、特別支援学校での教室不足が課題となっている知的障害特別支援学校について、教室等の整備を行うもので、球磨支援学校移転整備工事ほか2件に要する経費でございます。

13ページをお願いいたします。

1段目の教育施設災害復旧費の右側の1、教育施設災害復旧費の(1)公立文教施設災害復旧指導監督事務費ですが、これは、被災した公立学校施設の復旧工事を行う市町村に対する指導監督に要する経費でございます。

施設課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

14ページをお願いします。

1段目の事務局費の右側の1、事務局運営費等の(2)県立高校魅力化きらめきプランですが、これは、熊本スーパーハイスクール構想に基づく県指定事業や情報発信、また、国際バカロレア認定に向けた準備など、県立高

校の特色化、魅力化の推進等に要する経費でございます。

次に、2段目の教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(1)通学支援事業ですが、これは、高校の再編統合に伴い、通学支援を実施している県立高校の保護者団体への補助等に要する経費でございます。

次に、(3)高等学校等通学支援事業(7月豪雨対応分)ですが、これは、令和2年7月豪雨により通学困難となった生徒の通学支援に要する経費でございます。

次に、2、学校教育指導費の(2)高校生キャリアサポート事業ですが、これは、高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーター等の設置に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

右側の(8)外国人生徒受入支援事業ですが、これは、新規事業で、外国人生徒受入れに当たって、日本でも円滑に学校生活を送ることができるよう、通訳及び教育支援員の配置に要する経費でございます。

次に、(9)県立高校半導体関連人材育成事業ですが、これも新規事業でございます。

高校生を対象とする半導体関連産業への理解促進と人材育成の取組に要する経費でございます。

16ページをお願いいたします。

1段目の教育振興費の右側4、高等学校等進学奨励費の(1)奨学のための給付金事業ですが、これは、経済的理由により就学困難な公立高等学校の高校生に対する授業料以外の、例えば教科書費等の教育費負担を軽減するために行う給付金の支給に要する経費でございます。

なお、積算につきましては、令和4年度在籍生徒数に生活保護非課税世帯等の割合を掛け、緊急対応分も加味して、約5,600人分を計上しております。

次に、5、産業教育設備費の(1)高等学校

産業教育設備整備費ですが、これは、県内の専門高校における産業教育の実験実習及び熊本工業高校実習棟改築に伴う設備整備に要する経費でございます。

2段目の学校建設費の右側の1、県立高等学校施設整備費の(1)高森高校環境整備事業ですが、これは、令和5年4月に開設します高森高校マンガ学科設置に伴う実習室等の設備設計に要する経費でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

県立高等学校実習資金特別会計繰出金ですが、これは、県立高等学校実習資金特別会計への繰出金でございます。

18ページをお願いいたします。

熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

1段目の農業高等学校費の右側の1、農業高等学校実習費の(2)農業高等学校費(経常)ですが、これは、農業関係高校における実習運営に要する経費でございます。

2段目の水産高等学校費の1、水産高等学校実習費の(3)水産高等学校費(臨時)ですが、これは、水産高校における実習船整備に要する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

右側の1、貸付金の(1)育英資金貸付金(大学貸与・修学貸与・緊急貸与)は、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費でございます。

高校教育課の説明は以上です。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

20ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(1)医療的ケア児等支援事業ですが、これは、県立特別支援学校8校及び県立高等学校2校の児童生徒に対する医療的ケア

に要する経費でございます。

次に、(2)多様な学びの場整備事業ですが、これは、新規事業で、特別な教育的支援を必要としている子供たちの就学支援について、モデル地域を指定して行いますより適切な学びの場を選択するための仕組みづくり及び通常の学級や特別支援学級で学ぶ場合の適切な支援体制の構築等に要する経費でございます。

次に、(5)発達障がい等支援事業ですが、これは、発達障害等のある生徒を支援する特別支援教育支援員の高校への配置に要する人件費等の経費でございます。

2段目の特別支援学校費の右側の1、学校運営費の(1)県立特別支援学校管理運営費でございますが、これは、新設校3校及び高等部を移転した2校の運営に要する経費でございます。

特別支援教育課の説明は以上です。

○野崎学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課です。

21ページをお願いいたします。

1段目の教育指導費の右側の1、児童生徒の健全育成費の(3)スクールカウンセラー活用事業及び(4)スクールソーシャルワーカー活用事業ですが、これは、いじめ、不登校、地震、豪雨災害等へ対応するためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。

2段目の保健体育総務費の右側の1、学校保健給食振興費の(1)日本スポーツ振興センター事業ですが、これは、学校管理下における災害共済給付に要する経費でございます。

次に、(2)防災教育推進事業ですが、これは、防災教育の推進及び学校防災体制の充実に要する経費でございます。

学校安全・安心推進課の説明は以上です。

○平江体育保健課長 体育保健課です。

22ページをお願いします。

1段目の保健体育総務費の右側の2、学校保健給食振興費の(1)県立学校における健康診断ですが、これは、県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費でございます。

次に、(2)学校医・学校歯科医・薬剤師等の設置ですが、これは、児童生徒等の健康保持増進のための県立学校における学校医等の設置に要する経費でございます。

2段目の体育振興費の右側の1、学校体育振興費の(1)部活動指導員配置事業ですが、これは、運動部活動指導員の配置に要する経費でございます。

(2)子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業ですが、これは、新規事業で、公立中学校の休日における運動部活動の地域移行に伴う実技指導者の配置等に要する経費でございます。

次に、2、社会体育振興費の(1)国民体育大会ですが、これは、国民体育大会への県選手団の派遣等に要する経費でございます。

(2)くまもとワールドアスリート事業ですが、これは、国際大会で活躍する次世代トップアスリートの育成、強化に要する経費でございます。

23ページをお願いします。

体育施設費の右側の1、県営体育施設管理費の(1)運動公園管理運営費及び(2)県立総合体育館管理運営費ですが、これは、県民総合運動公園及び八代運動公園並びに県立総合体育館などの県営体育施設の指定管理委託に要する経費でございます。

次に、2、県営体育施設整備費の(1)県営体育施設整備事業ですが、これは、県総合射撃場の天井張り替え工事など、県営体育施設の計画的な改修等に要する経費でございます。

体育保健課の説明は以上です。

○藤岡義務教育課長 義務教育課です。

24ページをお願いします。

教育指導費の右側の1、指導行政事務費の(3)夜間中学整備事業ですが、これは、令和6年4月の県立夜間中学の開校に向けた校舎の整備、また、教材等の配備及び生徒の募集等に要する経費でございます。

なお、今後のスケジュール等の詳細につきましては、その他報告事項の中で説明を行う予定でございます。

次に、2、学校教育指導費の(1)学力向上対策事業ですが、これは、本県の子供たちの学力向上の推進、教員の指導力向上のための研修や県学力・学習状況調査の実施に要する経費でございます。

次に、(7)海外留学促進事業ですが、これは、米国の州立モンタナ大学への高校生及び教員の短期派遣並びに海外留学する高校生への渡航経費の助成等に要する経費でございます。

25ページのほうをお願いいたします。

右側説明欄の(8)ALT活用促進事業ですが、これは、英語教育の充実のためのALT、外国語指導助手の配置、活用に要する経費でございます。

次に、(11)文化部活動指導員配置支援事業ですが、これは、新規事業で、部活動を担当する教員の負担軽減や文化部活動の地域移行を推進するため、中学校に部活動指導員を配置する市町村への助成でございます。

次に、(12)日本語指導推進事業ですが、これも新規事業で、日本語指導を担う人材の育成及びTSMC駐在員子女の受入れ拠点となる公立小中学校への通訳や日本語指導員等を派遣する市町村に係る助成でございます。

義務教育課の説明は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

26ページをお願いします。

社会教育総務費の右側の2、地域・家庭教

育力活性化推進事業費の(2)子供の読書活動推進支援事業ですが、これは、熊本県子供の読書活動推進計画「肥後っ子いきいき読書プラン」の第五次策定等に要する経費でございます。

次に、3、社会教育諸費の(5)青少年教育施設管理運営費ですが、これは、県立天草青年の家など4つの青少年教育施設の指定管理に要する経費及び保全計画に基づく工事等に要する経費でございます。

(6)地域学校協働活動推進事業は、地域と学校の連携、協働を推進するための取組を行う市町村に対する助成でございます。

(8)こども図書館設置準備事業は、書籍の購入やホームページ制作等のこども図書館の設置に向けた準備に要する経費でございます。

27ページをお願いします。

右側の4、こどもの読書環境整備基金積立金の(1)熊本県こどもの読書環境整備基金積立金ですが、これは、新規事業で、こども図書館の開館準備及び運営等のため、寄せられた寄附金の積立てを計上するものでございます。

2段目の図書館費の右側の2、管理運営費の(1)管理運営費ですが、これは、県立図書館の光熱水費や警備委託等の管理運営に要する経費でございます。

次に、3、事業費の(3)新しい生活様式に対応した区市等連携事業は、熊本市立図書館等と連携した図書の貸出し、返却システムの運用に要する経費でございます。

(4)特別展「文字が語る古代のくまもと」の開催ですが、これは、新規事業で、くまもと文学・歴史館の佐藤館長の監修の下企画している特別展「文字が語る古代のくまもと」の準備及び開催に要する経費でございます。

社会教育課の説明は以上です。

○柳田人権同和教育課長 人権同和教育課で

ございます。

28ページをお願いします。

教育指導費の右側の1、学校教育指導費の(2)各種人権教育研修事業ですが、教職員の様々な人権問題についての基本的認識を深め、指導力の向上を図るための研修に要する経費でございます。

次に、教育振興費の右側の1、高等学校等進学奨励費の(1)高等学校等進学奨励事業ですが、これは、地域改善対策高等学校等奨学資金の返還事務に要する経費及び国への返納金でございます。

次に、社会教育総務費の右側の1、人権教育振興費の(2)熊本県子ども人権フェスティバル事業ですが、これは、熊本県人権子ども集会の運営に要する経費を計上するものでございます。

人権同和教育課の説明は以上でございます。

○東施設課長 施設課です。

29ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございます。

1段目の済々黌高校整備事業及び2段目の第一高校整備事業ですが、これは、済々黌高校及び第一高校長寿命化改修に係る1期工事の工期を22か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、3段目の八代高校整備事業ですが、これは、八代高校長寿命化改修に係る設計委託の工期を19か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、4段目の県立高等学校仮設校舎賃借ですが、これは、玉名高校の長寿命化改修工事による校舎整備の完了までの間、仮設校舎の賃借が必要となり、入札手続及び使用期間を57か月程度確保するため、令和6年度から令和10年度まで債務負担行為を設

定するものでございます。

次に、5段目の県立高等学校空調設備整備事業ですが、これは、済々黌高校及び第一高校の長寿命化改修1期工事に合わせて実施する空調設備改修に係る工事の工期を22か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、6段目の松橋支援学校屋外排水設備改修事業ですが、これは、松橋支援学校屋外排水設備改修に係る工事の工期を15か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

30ページ、上段をお願いします。

1段目の松橋西支援学校整備事業及び2段目の荒尾支援学校整備事業ですが、これは、松橋西支援学校及び荒尾支援学校長寿命化改修に係る設計委託の工期を19か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、3段目の菊池支援学校整備事業及び4段目の大津支援学校整備事業ですが、これは、菊池支援学校及び大津支援学校高等部移転整備に係る設計委託の工期を13か月程度確保するため、債務負担行為を設定するものでございます。

施設課の説明は以上です。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

30ページ、下段をお願いします。

県立図書館展覧会開催事業ですが、これは、特別展「文字が語る古代のくまもと」の準備及び開催に要する経費で、特別展の開催期間が年度をまたぐため、債務負担行為を設定するものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○宮崎文化課長 文化課です。

32ページをお願いします。

第63号議案として、熊本県立美術館条例の一部改正について提案しております。

概要につきましては、33ページを御覧ください。

これは、博物館法の一部改正に伴い、関係規定の整備をするものでございます。

施行日については、令和5年4月1日としております。

文化課の説明は以上でございます。

○三角社会教育課長 社会教育課です。

34ページをお願いします。

第64号議案として、熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について提案しております。

概要につきましては、35ページを御覧ください。

これは、子供の読書環境を整備し、子供の豊かな感性と創造力を育むため、こども図書館(仮称)の開館準備及び運営等に要する基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

施行日については、公布の日としております。

次に、36ページをお願いします。

第69号議案として、負担付寄附の受納について提案しております。

概要につきましては、37ページを御覧ください。

これは、建築家の安藤忠雄氏から、県に対し、建物とこども図書館(仮称)の負担付寄附の申込みがあったもので、本県が株式会社安藤忠雄建築研究所から寄附を受けるに当たり、その条件として、県は、寄附を受ける建物等を、自由に活字文化に触れることができる読書活動によって子供たちの豊かな感性と創造力を育むことを目的とする施設として開館する負担がありますが、開館できず、寄附に係る契約が解除となった場合に費用等の負担が発生する可能性があることから、地方自治法第96条第1項の規定による議決をお願いするものでございます。

社会教育課の説明は以上です。

○前田高校教育課長 高校教育課です。

38ページをお願いします。

第71号議案として、権利の放棄について提案しております。

これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方及び連帯保証人の破産により、今後回収の見込みがない2件について、地方自治法第96条第1項の規定により、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

概要につきましては、39ページを御覧ください。

放棄する権利は、2件を合計して、未償還元金47万6,632円、延滞利息4万857円でございます。

本件は、2件とも、貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに電話及び文書催告等により貸与金の回収努力を行ってまいりましたが、破産法による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

高校教育課の説明は以上です。

○大平雄一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

まず先に、警察本部に係る質疑を受け、その後、教育委員会に係る質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をお願いします。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、警察本部に係る質疑はありませ

んか。

○城下広作委員 7ページの6のところの(1)ですが、交通安全アドバイザー事業で、体験型交通安全教育の強化に要する経費とありました。本部長からも、自転車が関与する交通事故の防止に向けた体験型を強化してまいるとあったんですが、これは、具体的には学生を対象にしているのか、それとも一般社会人もこの自転車の対象にしているのか、どういふのを強化していくのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。

○内田交通企画課長 交通企画課でございます。

ただいま議員から質問がありました交通安全アドバイザー事業についてですが、対象は全ての県民となっております。

具体的には、現在、自転車シミュレーターという機材を積みました車で各地を回って自転車の交通安全活動をやっておるんですけども、そこに専従の交通安全アドバイザーを会計年度任用職員として雇用いたしまして、その車両とともに現場で参加実践型の交通安全教育を実施する予定としております。

また、T SMCの社員の方や技能実習生も海外から転入してこられておりますので、この方々に対する自転車を含めた日本の交通ルールの周知活動も行っております。

以上です。

○城下広作委員 なぜこれを確認したかといいますと、例えば、ヘルメットを今からつけなきゃいけないということで、このことがまずは、まあ、つけなきゃいけない義務じゃないんですけども、できるだけつけるという、この辺の周知も大事だろうと思うし、まだまだ、特定の学生とかという言い方はしたくはないんですけども、とにかく横並びで歩道を全部、ある意味では占領するような格

好で、歩行者がなかなか歩けない、もう本当気まずい思いしてちょっとというようなことを言わにやいかぬ、マナーの悪さもあるし、車道でまた自転車が、これは車道を走っているんですけども、もう本当に並列で行くと、車がずっとクラクションを鳴らすこともできない、もう遠慮しなきゃいけないと、こちら辺が非常にあるのと、今よく我々は県民に会う機会が多いんですけども、特に高齢者から、とにかく急に回る自転車も大変多いと、自転車にはウインカーもついてないものだから、突然こう回るとかという形で、もう大変冷や冷やする場面も多いということで、これは学生にかかわらず、成人の人でも自転車の突然進路変更、こちらに行ったらいきなりばあっと横切ると。

昔は、もう私もちょっとはつきり覚えていませんけれども、自転車の場合に、右に曲るとか、左折するとかというと手旗なんかでやるけれども、なかなかそれもみんなよく分かってないから、結果的に自転車の進路変更というのがなかなか予測できずに、もう冷やっとする思いが車もあるし、歩行者もあるし、お互い自転車でもあるしということで、いずれにしても、自転車が便利な分だけ、ルールとかマナーとか、この辺が非常に混雑しているんじゃないかと、そういう声をたくさん聞いたものですから、改めてこういう事業はいいなと思って。

この際、こういう事業を通しながら、自転車の乗り方とか安全な動作というのは徹底していただきたいなというのがありましたので、これをちょっとどのように強化するのか、ちょっと確認させてください。

○内田交通企画課長 ただいまありました自転車のマナーの関係ですけれども、もちろんこのアドバイザー事業でも強化してまいりますが、従来行っております、まず小学生を主に対象といたしました自転車教室、ま

た、中高生を対象としましたスケアード・ストリート教育法、これは、スタントマンが実際に自転車に乗って車にはねられるというのを目の前で見ていただく教育方法ですけども、こういうのを通じまして、また、併せてSNS等を含む様々な媒体を利用して、安全教育に対する、また、マナー向上に対する啓発活動を行っていかうと考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 最後に、歩道がありまして、信号があるところは当然止まるんですね、赤だったら。ただ、この信号がないところで横から入ってくると、こんなところなんかばんばん自転車が行きますもんね。これが、止まる必要があるのかないかちょっと私も分かりませんが、ここからこう道路から入ってきて、自転車はもう間違いなく何も関係なくば一と行くんですけども、意外と出会い頭で危ない部分があるからですね。この辺も含めて、しっかり自転車に関しては頑張っていたきたいというふうに思います。

以上です。もうそれでいいです。

○大平雄一委員長 ほかに。

○池田和貴委員 7ページの(2)の交通の安全と円滑の確保のことでちょっとお伺いをしたいと思います。

おかげさまで、2月25日に天草未来大橋が開通をいたしました。開通式典も含めて、その準備につきましては、県の執行部及び天草警察署を含めて県警の皆様には大変お世話になったというふうに伺っております。

もともと天草第二瀬戸大橋1本だったときには、交通量が、まあ市長の挨拶の中にあつた数字を引くと、1日3万台ぐらい通っていくということで、1本だと必ず毎日朝夕の渋滞があつたりとか大変だったんですが、天草未来大橋ができたことによって非常に交通が

円滑になったという、市民の皆様方から大変喜びの声をたくさん聞かせていただきました。

いわゆる、このハード整備は、今回2本目の橋を造ったということで終わったので、今後、交通の円滑化については、いわゆる信号のタイミングとかそういうものを含めて、ソフトの対策というのが、今後、皆さん方の知恵を絞っていただいてやっていくことになるというふうに思うんですが、開通ももうすぐ20日ぐらいになるんですが、今の開通した後の状況、前の状況等を踏まえて、どういうふうに交通の円滑化が進んでいるのか、天草警察署のほうでもかなり慎重に見ていただいているというふうに聞いておりますので、その辺もし分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○堤交通規制課長 交通規制課です。

今委員おっしゃったように、瀬戸大橋周辺の交通渋滞につきましては、平日の通勤時間帯において慢性的な交通渋滞が発生しておりました。本年2月25日に本渡道路が供用開始されましたけれども、通過交通の分散化が図られまして、瀬戸大橋周辺の交通混雑は緩和したと聞いております。

今後も、本渡道路周辺における交通渋滞の変化に応じて、最適な信号制御等に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 はい、ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、円滑に流れているということでございます。で、これからちょっと心配なのは、やはりお盆、ゴールデンウィーク、お正月、いわゆる通常の日常以上に交通が集中するときなんですね。こういったときは、もう物理的にどうしても渋滞が起こるのはしょうがないときもあるん

ですが、なるべくそこを円滑に流していただくのは、警察の皆さん方のそういった今までの知見とか経験とか、そういうのを踏まえた信号制御のほうにもかかっているというふうに思いますので、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

それと、大体新しい道が開通すると、やっぱりどうしても通ってみたいという住民の皆さん方の興味があるんですね。結構、通常の間わゆる交通量とは違うようなのがしばらくは続くと思うんですが、これがある程度落ち着いたら、またその辺、信号も含めて考えていただいているのかどうか、ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○堤交通規制課長 交通規制課です。

交通量につきましては、日々変化していきますので、今委員がおっしゃったように、お盆の時期であったり、夏季、夏休みの時期であったり、交通量は常に変化していきますので、地元天草警察署と連携をしながら、交通量に応じた必要な対策を行っていきたいと考えております。

以上です。

○池田和貴委員 分かりました。

今後とも、道路管理者と連携を取りながら、ぜひよろしく願いしたいと思います。要望しておきます。

○末松直洋委員 21ページの熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例というところで、新旧対照表がありますが、ここの第7条第2項第1号、「営業所で客に酒類を提供し、又は飲酒をさせないこと」、これはマージャン屋とかパチンコ屋さんという話でしたが、新しい条例では、営業所で客に「酒類を提供し」ということが抜けているんですけれども、これはどういった意味、もう一回その説明をお願いします。

○田尻生活安全企画課長 生活安全企画課です。

酒類の提供という意味合いが、出玉を酒類と交換すると、そういう意味合いの提供と。

○末松直洋委員 パチンコの玉でお酒と交換することができない。

○田尻生活安全企画課長 商品として交換できるようになります。販売目的じゃないということですよ。

○末松直洋委員 販売目的じゃない。それで、パチンコ店もマージャン店も、そこでお酒を飲むことはできないということ。

○田尻生活安全企画課長 はい。営業所内では飲酒はできないということですよ。

○末松直洋委員 はい、分かりました。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 なければ、これで警察本部に係る質疑を終了します。

引き続き、教育委員会に係る質疑はありませんか。

○池田和貴委員 幾つかあるんですけども、いいですか。

○大平雄一委員長 はい。

○池田和貴委員 すみません。まず、10ページ、文化課。

美術館費についてちょっとお伺いしたいんですが、ちょうど昨年ですかね、国会で国立美術館のいわゆる電気代とか光熱費が高くな

って、保管していた美術品とかを保存するのさえ大変だという、予算がないから守ることもできないんじゃないかみたいなことが館長から発言があって、ちょっと国会の中でいろいろ議論があったところなんですけれども、これは、県立美術館はその辺は大丈夫なんですか。

○宮崎文化課長 県立美術館においては、そこら辺の保存、保管関係については、従来どおり、ただ、光熱水費が高騰している分は、予算化をしまして対応するということで対応しております。

○池田和貴委員 予算化してあるわけですね、その高騰分はですね。手当てしてあるということね、分かりました。であれば結構です。

それと、ちょっと引き続きいいですか。

○大平雄一委員長 はい。どうぞ。

○池田和貴委員 すみません。21ページ、学校安全・安心推進課で、いわゆる学校の安全、安心を確保するということはすごく大事なことだというふうに思っています。

この説明にはちょっと書いてなかったんですけども、最近も学校で殺傷事件が起きたりとか、殺人事件が起きたりとかという、かなり悲惨な事件をいろいろ報道で耳にすることがあるんですね。

学校内での安全を確保するという意味では、もう本当関係者以外はシャットアウトしてやるというものもあるんですけども、それだともう開かれた学校という意味では——我々、田舎に住んでいますと、学校というのは、地域の皆さん方が本当に寄り集まるような場所としても、自分たちの子供や孫が通う場所としても、やっぱり訪れてみたいとかというのはあって、できれば開かれた学校が私

は望ましいんだと思うんですね。

ただ、そうは言いながらも、やはりああいふ学校内での事件とか、そういった報道を耳にすると、やっぱり学校の子供たちを守る、学校の子供たちの安全を守るためのことというのはやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかなというのを、最近のちょっと報道を見たときに思っていたわけです。

そのときに、学校安全・安心推進課かどうかちょっと分かんないんですが、多分課の名前からしてそうなのかなと思って質問するんですが、説明資料にその辺のちょっと記載がなかったので、もし違う課が担当されているんだしたらそこでちょっと教えていただきたいんですけども、その学校現場の安心、安全のためのそういうのってどういうふうを考えていらっしゃるのかなと思って、そこをちょっとお聞かせいただければと思います。

○野崎学校安全・安心推進課長 学校安全・安心推進課でございます。

学校安全、安心につきましては、文科省からの通知もございまして、各学校において安全管理マニュアルというのを作成いたしまして、何か状況が変わったときには、それを基に行動するという準備は毎年しております。年度頭に職員が変わっても、それを職員のほうに徹底をするということで、学校管理体制、そこで今保っているところでございます。

今委員からございましたように、やはり開かれた学校という意味で、誰もが出入りをするということになりますと、やはりそれだけリスクを負うということになりますので、やはりその危機管理をしっかり学校のほうでは行っていくというのが大切ではないかなというふうには思っております。

また、年度等変わってまいりますので、その学校の安全、安心については、しっかり学校のほうで、職員で危機管理体制を構築する

ようにということで、今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○池田和貴委員 ありがとうございます。

そういう指針に基づいて危機管理を徹底するのは大事だというふうに思うんです。その中で、学校、その予算面で、すみません、説明資料にその辺のことが記載してなかったの、これは予算とかというのは取ってあるんですか。それを推進するための予算というのはどういうふうになっているのかな。

○野崎学校安全・安心推進課長 特に予算化はしておりませんので、この中には出てきてないという状況でございます。

以上です。

○池田和貴委員 はい、分かりました。

ただですね、やっぱり時代は変わってきて、その安心、安全を確保するというのは、当たり前のものであって、実は当たり前じゃないというのは、やっぱりずっと学校の現場でその悲惨な事件が起きているということは重く考えて、もちろん学校の現場の先生方が教育委員会からの指導を受けてそういうことをしていただくのが一番大切だと思うんですけども、ただ、そこはもう少しやっぱり考えていただくところも、まあ、私はどうすればいいかというのはよく分かりませんが、やっぱりああいうことをなるべく未然に防いでほしいし、もし何かあったときでも、安全を確保するようなことをぜひやっていただきたいというところで、すみません、ちょっと漠然としていますけれども、そこはお願いをしておきたいと思います。よろしくお願います。

○大平雄一委員長 ほかに。

○城下広作委員 同じく21ページで、不登校支援・適応指導事業というのがあるんですが、今県下の小中、不登校の数を改めて教えていただけないでしょうか。

○野崎学校安全・安心推進課長 傾向としては全国と変わらない状況でして、全国でも同じように9年連続で不登校の数、増加をしているという状況でございます。

これは、公立の小中学校の状況になりますが、R3年度、小学校で1,303人、中学校で2,802、高等学校で270という数値を計上しております。

以上でございます。

○城下広作委員 やっぱり小中で不登校になりますと、そのままずっと学校に行かないまま成人になる、大人になるという可能性もありますので、早い段階でその対応をしっかりやっていたらこの事業でしようから、ぜひ頑張っていたらと思います。

それで、例えば今度は県立高校で、中途退学の生徒の数は大体どのくらいですか。

○野崎学校安全・安心推進課長 公立高校の中途退学、R3のデータでございますが、全日で144名、定時で29、通信で10というデータになっております。

以上でございます。

○城下広作委員 分かりました。

では、今年度に、まあ固まってというか、ある学校で大量にというか、数名か数十名か知りませんが、退学したというのはありますか。数が多いところ。

○野崎学校安全・安心推進課長 際立ってこの学校が多いというふうには私ども認識をしておりませんが、やはりある程度その学校の在籍数によって数というのは出てきているか

なというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 分かりました。

私、あるところは何か一遍に退学したというような話を聞いたことがあって、それが事実か事実じゃないかちょっと私もはっきり確認を取らなかったから、一応お聞きしたような状況ですけれども、いずれにしろ、この不登校も中途退学も、ある意味では何らかの原因で学校の環境から離れるという部分に関しては、やっぱり心の変化も大きくあるし、その後の部分が非常にやっぱり心配ですので、なるべくそういうような形の数が少なくなるように頑張っていたきたいなということを強く要望しておきたいと思います。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかに。

○岩田智子委員 今城下委員が言われた不登校とか、そういうのにも関係あるんですけども、これがありましたね、学びの祭典というのが。高校教育課ですけれども、これは、多分魅力化の中の予算で、来年度も予算化してあるんだろうと思いますけれども、不登校とか、ちょっと学校に行けないような親御さんが、これに行かれて、何かとてもやっぱりいろんな高校があるんだというのを知られてよかったですという感想を私のところに何人かからいただいたんですよ。

今回、これは今年が最初だったそうで、私はちょうど行けなかったなのでその内容はよく分からなかったんですが、これがどうだったのか、来年度もどうされるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○前田高校教育課長 今委員の御質問にありました県立高校の学びの祭典という、3月5

日の土曜日にグランメッセのほうで開催いたしました。

これは、今お話しいただいたとおり、高校魅力化のきらめきプランの中の予算でやらせていただきまして、県立高校全50校が、ブースあるいはいろんな生徒たちが作った、例えば、工業高校で作ったロボットの体験でありますとか、あと、よく新聞等で出ていました球磨中央高校さんが山崎製パンとコラボして作ったパンであったり、あるいは他の学校がまた同じくほかのいわゆる食のメーカーさんと一緒になって開発したものを、キッチンカーあたりも来ていただいて、食べていただくというようなことも行いました。

県立高校の生徒が750名、それから引率の先生方150名、900名ぐらい集まってやっていただきました。

実際に、一般の参加者の方が、私ども、入り口でカウンターでカウントさせていただいただけで1,770名、ただ、入り口が複数箇所ありましたので、そのほかにももっとたくさん、およそ2,000名ぐらいおいでいただいていたんじゃないかなと思っております。

今委員から不登校の生徒さんのお話もありましたが、今回、全日制だけではなくて、定時制高校もブースを設けていますし、通信制高校もブースを設けて、学校の紹介、学校で行っている教育活動等を、ブースの形で一般の方に見ていただくこともできました。

来年度も、予算の中にはこれも入れさせていただいておりまして、学校のほうからも感想も伺っているんですが、非常に生徒たちもやってよかったと、参加した先生たちも満足度は高かったというふうに伺っております。

以上です。

○岩田智子委員 やっぱり自分の家庭の中とか、親の経験とか自分の経験とかで、やっぱり全日制しか知らない方がほとんどっていうかな、何かそういう方が定時制とか通信制と

かの様子を見ると、やっぱり、ああ、何かこんなふうなところもあるんだなというのをすごく知れてよかったと。

私も、今回、ちょっと通信制のほうの卒業式に行かせていただいて、髪の毛の色も様々で、洋服なんかも、黒が基調だったんですけども、和装の人とかもいて、何かこういう多様な子供たちが学びを終えて、4年、3年で卒業していった次の進路に向かうというのを間近に見て、とてもやっぱりいいなと思っ

て。いろいろな人にこういうことを知っていただきたいなと思いますし、子供たちも、まあ魅力化って、今回はちょっと受験が終わっているんな、2次募集の関係とかいろいろ出ていましたけれども、もっともっとやっぱりそれぞれの高校のよさがみんなに知れるといいなというふうに思いました。子供たちも、主体的に取り組めると、いい取組なので、ぜひ続けてほしいなということです。

それから、続けていいですか。

T SMCに関して、日本語指導というか、外国人受入れのための支援事業とかが高校教育課なり義務教育課で予算化されているんですが、例えばその義務教育課、25ページは、日本語指導体制の充実というのがありますが、高校教育課の場合は、通訳や支援員の配置というところになっていきますけれども、何かやっぱり違いがありますか。高校になっても日本語指導というのは大事じゃないかなというふうに私は思っているんですけども、どうでしょうか。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

今ございました日本語指導体制の充実ということで、これにつきましては、日本語指導員の育成、養成であったり、そのようなところに係る経費を計上させていただいているところでございます。

また、日本語指導員を各市町村のほうに配置するんですが、そこをコーディネートする団体等と連携するための費用であったりとか、そういうものを計上しているところでございます。

○前田高校教育課長 高校教育課でございます。

今委員から御質問ありました件なんですが、県立高校の場合は、基本的に入学者選抜を経て入学をしておりますので、まず現状のお話をしますと、現在一定の日本語の能力を持った生徒が基本的に入学者選抜で入ってきます。ただ、いわゆる会話はできて読書が苦手であるという生徒さん等がおられますので、それは学校の中に入ってから、学校の中で放課後等を活用しながら、高校の教員や、あるいはそのほかの教員が状況に応じて対応しているというのが現状でございます。

今回予算化しておりますのは、中国語もしくは英語を想定して、いわゆるなかなか高校に入ってから急に日本語を話すというのは難しゅうございますので、ただ、今回、御承知のように、T SMCの関係のお子様が入ってこられた場合に、どちらかという、学校の中身の学びの支援、進学をされる生徒さんが多からうというふうにお伺いしておりますので、授業の中身のことを通訳で本人に伝えたり、あるいは学校の中での生活を英語もしくは中国語が使える者で支援したりということを考えております。

○岩田智子委員 私も、ずっと議員になってから、外国クルーズの子供たちの日本語指導という点についてずっと取組をやってくれということで質問し続けてきていて、今回、T SMCが来るということで、大きく予算化もあって、日本語指導の養成などにも予算がついているということで、やっとなんか定着する

かなというふうに思っていますので、ぜひ大事にしながら、子供たちを誰一人取り残さないという、教育長からもありましたので、その辺もしっかり見ていただいて、お願いしたいと思っています。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかに質疑は。

○淵上陽一委員 25ページの義務教育課。

教員研修費というところの(1)ですけれども、指導改善研修事業というのがあるんですけども、これで指導が不適切な教諭等の指導力を回復させるということでもありますけれども、指導が不適切ってどんなことがあるんだろうかと思ひまして。また、その先生たちがどのくらいぐらいいらっしゃるのか、どのくらいぐらいの研修をされているのか。

また、先生の中には、ある一定の中で頑張ってきた中で、不適切という、シールじゃないですけども、レッテルを貼られて去っていかれる人がいらっしゃるのか。もしくは、やっぱりそこでしっかり研修することによって、しっかりとまた戻っていけるのか。

もっと言うならば、例えば、4月から新学期が始まるわけでありまして。今教員不足が大変心配されている中において、例えば4月1か月過ぎて5月とか、この人は不適切だということであれば、さっと外してすぐ研修をやっておられるのか。

私が一番心配するのは、先生がいないからこのまましっかり様子を見ながらといって放っておくのが一番いかぬだろうというふうに思っております。まず、その辺を少し教えていただければと思います。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

ただいま御質問ございました指導改善研修につきまして、これは、いわゆる何をもって

不適切な指導かというふうなところのお話であったかと思ひます。

これは、大きく2点捉えておりまして、1点目が、教科指導、いわゆる教科の指導面においてうまくきちんと教えることができないというところの視点から、また、もう1点目は、生徒指導、いわゆる子供との人間関係であつたりだとか、そういうところをしっかりと指導する上で課題があると、こういうところがしっかりできていないという教員を対象にして研修等を行っているところでございます。

この指導改善研修でございますが、程度でいいますと、もう本当に深刻な先生方を対象とした研修でございますので、実際のところ、ここ2～3年間、この対象になっている先生方はいらっしゃいません。

ただ、一方で、やはり少し課題が見られる、少し問題があるというところにつきましては、例えば、指導力サポート研修という制度であつたりだとか、また、この中で学級経営等アドバイザー派遣事業というものを行っております、実際その学校に行きまして、先生の状況に応じてアドバイス等を継続的に行うような研修等を継続して今行っているところでございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員 今そこに当たる不適切な先生はいらっしゃらないということでありましたけれども、よくいろんな話を私たち聞くわけでありましてけれども、その辺については、研修に行かなくてもしっかりと、学校の中でそういうことがあつたら、問題に取り組んでいただければというふうに思ひますし、人がおらぬけんということで判断が絶対遅くならないようにしていただきたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしく願ひいたします。

続けてよろしいですか。

○大平雄一委員長 はい。どうぞ。

○淵上陽一委員 すみません。それと21ページ、児童生徒の健全育成費ということで、(5)スクールロイヤーの活用事業ということで、いじめ予防授業や学校が抱える諸課題ということで書いてありますけれども、私も、昨年15校ぐらい学校を回らせていただいて、学校の校長先生とか教頭先生とお話をさせていただきました。それは、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーということでお話をさせていただいたんですけども、そのとき一番気になったのは、今、本当に学校の先生たち、今度新たな事業として、教育の何かを事業されますけれども、その中でお話があったのは、負担軽減、学校の先生の成り手が少ないというのは、負担軽減という言葉はよく聞くんですが、先生たちが子供と向き合う部分については、全くそのような負担軽減とか感じたことはないんだというお話をされます。

一番言われるのは、やはり保護者との、やはり保護者から来るクレームですよ。それで先生たちが心を壊したりですね。多分、それがひいては学校の先生の成り手不足になっているんだろうなというふうに思うわけですね。私も、1人の先生が3日も4日も1週間も2週間もそのことを考える、まあ考え込むということがないよう、もう何か問題があったら、すぐ学校で校長先生がしっかりその問題を引き受けて、もし難しいとかそういうのがあったら、こういったスクールロイヤーを活用してどんどん先生たちが苦しまぬでいいように、やはり専門家の知識を借りて私は対処すべきだというふうに思っております。現在、そのスクールロイヤーのこの活動、学校の先生たちが困って、何かそういうことをそれぞれ法律の先生に御相談したというのは、件数的にどのくらいあるん

だらうかというふうに思っています。

○野崎学校安全・安心推進課長 今いただきました件に関しましては、スクールロイヤーには、予防教室、そして教職員の研修、そして法律相談というこの3本立てでお願いしております。

この法律相談につきましては、今年度、26件対応していただいています。昨年度は8件ですので、昨年度よりもかなりやっばり相談の件数は増えているかなというふうに感じているところです。

また、その体制につきましても、学校長から、そして市町村の教育委員会、そして教育事務所を通して私どものところに入ってまいりますので、情報が入ってきましたら、すぐそちらのほうに対応していただくということで、日程の調整ですとか、場所等についても検討しまして、相談しやすい体制は今のところつくっているつもりではあるんですけども、そのところはうまく活用していただければというふうに思っています。事業は進めているところでございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員 やはり先生たちが保護者のことでその問題を抱え込むことがないように、熊本県の教育委員会はそういったことにはしっかり支えるんだと、背中を支えるんだというのをやはり打ち出していないと、なかなか学校の先生は、どんなに教師とはいいいものだというのをアピールしても、そういったものがあると、やはりなかなか成り手は増えてこないだろうというふうに思っております。そこら辺はしっかり対応いただければというふうに思っています。

もう1点、続けていいですか。

○大平雄一委員長 はい。

○淵上陽一委員 最近、ニュースで子供の自殺が500人を超えて過去最高になったということで報道されておりましたけれども、この自殺対策というのは、どのようなことを今やられているのか、また、今の現状をお話しただけならばというふうに思います。

○野崎学校安全・安心推進課長 この予防につきましては、まずはSOSの出し方の研究ということで、毎年、学校を指定しまして、まずはクラスづくり、そしてクラスの仲間づくりからスタートをして、最終的にはやはり自分の悩みを自分の中で閉じ込めない、やはりしっかり外に出そう、そして受け入れる側もそれをしっかり受け入れて、そして次につながるというふうな研究をしております。

今年度につきましては、熊本商業高校を研究指定校にいたしまして、そして一番最後に研究事業ということで県下の学校から集まっていたいただいて、その授業を見学してもらって、そして帰すということで、まずは、自分の中で閉じ籠もるのではなくて、きちっとやっぱりSOSを出していこうという教育の充実というものを今課としてはしっかり図っているということと、そしてその相談体制につきましても、やはり職員のほうも、そういう相談を受けたならば、迅速に行動するということが、情報集約担当者というのを昨年度から各学校に全部配置をいたしております。

これにつきましては、いじめがありましたら、必ずその情報集約担当者に情報を集め、そして学校の中で組織として動くということが円滑になるように、この人材を確保するということが入っております。ですので、学校の中で何かありましたら、ここで積極的に動いて、解決に向けてという形で動くというふうな取組を今しているところでございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員 しっかり取り組んでいただいて、熊本県から子供の自殺は絶対出さないんだというぐらいしっかり頑張っていただきたいなというふうに思っています。

実は、先日、占いの仕事をやられている方が私のところにおいでになりました。これは、何で来られたかといいますと、昨年、自殺の質問をしました。若い子供たちがどんどん自殺をするんだと、もう2回として自殺をしないようにどうすればいいか、精神科の先生たちが熊本県全体で取り組んでいらっしゃるわけでありまして、その質問をされているのを聞いたからということで私のところにおいでになりました。

その中身は、自分が今占いをしているけれども、実質、その若い子供たちが自分のところに来るのは占いじゃないんだと、学校の問題とか、例えば、東京でもありましたけれども、若い子が男性のホストか何かに行っちゃくちゃ借金をつくと、そういうことも熊本で実質あっているということで、そういうことをやはりもう一回しっかり先生たちが、先ほど言われましたように、受援力、自分がこういうことで困っているんだということを発信できる子はいいんですけれども、できない子たちとか、やっぱりそういったところに来ていらっしゃるということで、まあ、私のところに来られたのは、その話とは別で、実は、占いだったら自分はお金を取れるけれども、占いじゃなくて自分の悩み事で相談に来る子たちからはお金が取れないので、休みの日とか、そういうのをを使って、市の施設を借りて相談会を自分はやっていると、そういったところも、何とか私たちのほうで、まあ施設を借りる、自分のお金で施設を借りていらっしゃるものですから、そういったことを自分たちがやるためには、そういった占いをされている人たちで、交代交代でも身の上話、まあ困った話を聞いてあげてやりたいけれども、そういったお金は取れないん

だろうかということであられたわけでありませぬ。

私が言いたいのは、やっぱり子供が困っている、受援力をつけるのは大事ですけども、いかに子供たちの気づきに早く先生たちが気づくかというのが一番大事だろうというふうに思っております、本当に先生たち大変でしょうけれども、頑張ってもらわなければならないというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○大平雄一委員長 ほかに。

○前田敬介委員 22ページの体育振興費、1の学校体育振興費の部活動指導員配置事業の件なんですけれども、これは、指導員の報酬に充てるお金になるのか、それを組み立てるための費用になるのか。

また、今どの辺りまで、まあ、正直、自分、荒尾市のバレーボール協会をしているんですけども、なかなか指導員が見つからない状況で、変更もまだどうなっていくかわからない状況で頭抱えているところなんですけれども、どのような感じで進んでいるのかも含めて教えていただければと思います。

○平江体育保健課長 部活動指導員の配置事業についてでございますけれども、これは、御承知かと思ひますけれども、部活動の競技種目の専門性の充実、それと教職員の働き方改革の推進、大きくこの2つの目的で、国の事業を最大限活用しまして、本県としまして事業を展開しているところでございます。

部活動指導員の配置につきまして、まず、お尋ねのありました配置の状況でございますけれども、令和5年度に中学校63人、これは県立中学校も含めてでございますけれども、予定をいたしております。高校のほうは34名を予定しているところでございます。

本年度の実績と比較しますと、令和5年度

は、中学校、高校合わせて12名の増員を予定して、規模拡大をしながら充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらに、お尋ねがございました指導員がなかなか見つからないというようなことでございますけれども、各学校、例えば非常勤の教職員の方でございましたり、あるいは学校には、この部活動指導員ではなくて、部活動の指導をしている外部指導者の方々がおられます。さらに、地域の競技団体あるいは総合型地域スポーツクラブで指導されている、そういった方々をお願いをしている状況でございます。

ただ、一部の市町村においては、指導員がなかなか見つからないというように、お話も市町村のほうからあつてございますので、県の教育委員会のほうで指導者の、まあデータバンクまではいきませんが、県内各地にどの競技種目でどういう指導者がいるというふうな情報を今集めまして、不足する市町村につきましては、こういう方がその市町村とは必ずしもいきませんが、おいであるというふうな情報を提供しながらこの事業の充実を進めているところでございます。

内容は以上でございます。よろしくお願ひします。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○池田和貴委員 じゃあ、すみません、もう1点、教育政策課に聞きたいと思うんですが、これは教育政策課かどうかちょっとあれなんですけれども、いろんな事業を説明していただきましたが、本年度の財源内訳で、特定財源の中にその他とあるんですけども、今説明していただいた財源の中で、例えば企業版ふるさと納税を使った財源を使っている

事業ってありますか。

○竹中教育政策課長 すみません。全てを網羅しているわけではありませんけれども、高校教育課の事業であったかと思います。

○池田和貴委員 高校教育課の事業ではあるんですか。ちょっと教えてもらっていいですか。

○前田高校教育課長 高校教育課でございます。

先ほどちょっとお話になりました県立高校の魅力化きらめきプランの中に、企業版ふるさと納税で頂いたお金を活用させていただいているものがございます。

それから、あと産業教育に関しても、企業版のふるさと納税をいただいて、産業教育のほうに使っていただきたいというような予算、頂いたものはそちらで活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴委員 分かりました。

企業版ふるさと納税がこの教育現場に使われているということが、既にもう実例があるということを知ってよかったなと思っています。

といいますのも、教育現場も含めて、なかなかその行政の予算だけでは対応できない部分もたくさんあるんじゃないかと思うんですが、今回、安藤忠雄さんがこども図書館を寄附していただいたように、世の中には、やっぱり子供の教育とかそういったことに対しては、本当皆さん何とかしてやりたいというお気持ちを持っていらっしゃる方は多いんじゃないかと思うんですよね。そういう意味では、その教育のために、企業が企業版ふるさと納税を使ってやろうというのは、この受け側が本当知恵を絞れば、いろんなところに

いろんな企業からそういったものが集まるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ。

ですから、国のほうも、企業版ふるさと納税をつくったのには、その企業の人たち、今まで全体で税金を皆さんからいただいてそれを配分するんじゃなくて、それぞれの企業が自分が納めた税金を使うことを明確化することによって、企業にとってもプラスになるようなということも考えてつくられたというふうに思うので、これはぜひ、私は、教育委員会として知恵を絞って、そういった皆さん方の——これは、こっちから無理やりお願いすることじゃなくて、皆さん方が、魅力ある企業が、いわゆる企業版ふるさと納税をしても、自分たちにとってもいいしというのを考えることが重要だと思うんですよね。それによって、私は、かなりやったださる企業は多いんじゃないかと思うんですけれども、ぜひそこは頑張っていただきたいと思います。

教育長、むちゃぶりですみませんけれども、教育長は、行政から教育長になっていらっしゃるの、知事公室長もされたので、今私が勝手に言いましたけれども、それに対して所感があればちょっとお答えいただきたいと思うんですけれども。

○白石教育長 ありがとうございます。

池田委員おっしゃいますように、企業版ふるさと納税、それから一般のふるさと納税、まあいろいろ寄附制度はありますけれども、今高校教育課の例もありましたけれども、例えば文化財の補修とかも、今、ほとんど寄附金をいただいてやっているところ、永青文庫とかもそうですけれども、それから一般のふるさと納税の寄附についても、特定の事業でこれに使ってほしいということじゃなくて、教育に使ってほしいというメニューがあるんですね。それを選んで寄附していただいている方もたくさんいらっしゃいますので、県の予算の中には相当入っているんじゃないかと

いうふうに思っています、そういう中で、また今度、こども図書館につきましても、今後、運営あたりは県民に参加していただく県民参加型の図書館にしようということで、本の募集、本の寄贈、それから運営費の募金も今お願いしているところでありまして、県も、県民一体となってそういった運営をしようということですね。

ですから、明確に出てきてない部分はありますけれども、相当数が、おっしゃいますように、賛同していただいている部分がありますので、今後も引き続き、そういった子供たちのための教育振興にお金を、理解いただける方々にはまたお願いしながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○池田和貴委員 はい。分かりました。そういうふうに、今、企業版ふるさと納税が活用されているということは分かりました。

これは、私が現場で、いろんなところで聞く中で、例えば、いわゆる学校のハード整備で本当はやりたいんだけど、なかなか予算がつかなくて困っているというような話も聞くんですね。例えば、高等学校で言うと、私が要望を受けているのは、いわゆる学生寮、寮の整備をしたいんだけど、なかなか予算が自分のところに回ってこないとかというのもあるんですね。

例えば、その子供たちの学生寮のために、企業が少しそういったものを——メニューがあればですよ。メニューがあれば、そういったのに企業として、それを改修したり、建て替えしたりするのに自分たちが少しお金を出そうとかというの、もしかしたらいらっしゃるかもしれないですね。

だから、ただ漠然と教育費ということを出していただける方もいらっしゃいますけれども、そういう具体的なメニューを出しながらやっていくというの、いいと思いますし、も

しそういうのをやってもらえれば、例えばその卒業生で金銭的に余裕のある方とか企業経営者になられた方とか、そういった方が自分たちの企業版ふるさと納税を出すところというののきっかけづくりになる可能性もあるんじゃないかと思うんですね。

そういった意味では、広く視野を持ってやっていただきたいと思えますし、あと、寄附を受けるとなると、先ほど安藤忠雄さんが寄附していただいたことによって、条例の改正とか——条例かな。というのをやるようになるわけね。だから、受け側の、何かあったときに、こういう変更をしなきゃいけないからちょっとやめましょうじゃなくて、そういったことも想定しながら積極的に受け入れる体制を取っていくほうが、県にとっても、そこで学ぶ人たちにとってもいいんじゃないかと思うので、そこはぜひ積極的に受け入れるという体制で頑張っていただきたいというふうに、いろんなところからしていただきたいというふうに思います。これはもう要望です。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第33号、第37号、第41号、第63号から第67号まで、第69号及び第71号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外9件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外9件は、原案のとおり

可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○内田交通企画課長 交通企画課でございます。

私から、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定及び熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議後の状況について御報告いたします。

説明資料、その他報告事項の1ページを御覧ください。

この熊本県手数料条例の一部を改正する条例につきましては、総務常任委員会の付託議案として御審議いただいておりますが、その一部が県警察に関するものであることから御報告いたします。

今回の改正は、道路交通法の一部改正により、特定自動運行に係る許可制度が新設されることに伴い、事務手続に手数料の徴収が必要なことから、手数料条例において、新たに手数料を設ける規定を整備するものです。

新設する手数料は、資料の3の内容に記載しておりますとおり、(1)のアの特定自動運行許可申請手数料とイの特定自動運行計画変更許可申請手数料の2つの規定です。

アの特定自動運行許可申請手数料については、運転者がいない、いわゆる自動運転レベ

ル4に該当する特定自動運行を行おうとする場合、実施者は、本県公安委員会に特定自動運行計画等を記載した申請書を提出し、許可の申請を行うこととなります。この手数料は、7万9,200円となります。

イの特定自動運行計画変更許可申請手数料については、許可を受けた特定自動運行計画に変更が生じた際には、実施者は変更の許可の申請を行うこととなります。この手数料は、7万8,500円となります。

手数料の金額は、いずれも地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められる金額であり、全国統一となっております。

以上が熊本県手数料条例の一部を改正する条例の内容であります。

なお、本改正に伴う手数料に関する規定は、改正道路交通法の施行と合わせ、(2)のとおり、令和5年4月1日から施行することとしています。

また、今回の熊本県手数料条例の一部改正に伴い、(3)のとおり、熊本県収入証紙条例も所要の改正を行っております。

次に、説明資料、その他報告事項の5ページを御覧ください。

熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議後の状況について御報告いたします。

まず、決議に至った経緯ですが、資料の1に記載しておりますとおり、令和2年中の交通事故死者数が、統計を取り始めた昭和23年以降、最少の46人となったことから、この機会を捉え、さらなる交通死亡事故の減少を目指すため、県民一丸となった交通安全への取組の必要性を各方面に説明してまいりましたところ、県議会の御理解の下、資料の3の決議で示された取組事項に記載しております(1)の歩行者の安全確保から(4)までの4つの項目で構成される交通安全宣言を令和3年2月定例会最終日に議決いただきました。

議決後は、パトロールや指導取締り、交通

安全教育、関係機関と連携した道路環境の整備等に努めてまいりましたところ、令和3年中の交通事故死者数は、さらに減少し、39人と過去最少となりました。

次に、宣言決議の成果について説明いたします。

説明資料の6ページを御覧ください。

参考となる指標や実施した取組などを記載しておりますので、主な取組内容を説明いたします。

この中でも、特に重点を置いて取り組んだ(1)の歩行者の安全確保については、左側のグラフになりますが、毎年、JAFが実施しております信号機のない横断歩道における車の一時停止率の調査において、平成30年当初は1桁台であった停止率が、昨年は57.3%まで上昇し、全国で5位、九州では1位を記録いたしました。

次に、右側のグラフの交通安全施設等整備に関する予算については、横断歩道標示の補修などの予算を、令和4年度は、令和3年度と比較して約1億円増額いただきました。

摩耗していた横断歩道を見やすく整備することは、歩行者の交通事故を抑止する上でも重要な対策となります。予算の増額に対する御支援、ありがとうございました。

そのほかにも、(2)から(4)につきましては、それぞれ右側に添付しております写真のとおり、テレビCM放送のほか、広報啓発用品や動画の制作といった取組を実施し、飲酒運転の根絶、シートベルトの全席着用、自転車利用者のマナーアップの広報啓発に努めてまいりました。

しかし、昨年は、交通事故死者数が53人と増加に転じてしまいましたので、本年は、引き続き交通安全施設の整備を進めるほか、パトロールや指導取締りをはじめ、関係機関、団体と連携した交通事故抑止活動を強化してまいります。

報告関係は以上でございます。

○藤岡義務教育課長 義務教育課でございます。

夜間中学の開校準備の状況について御報告をいたします。

お手元の説明資料、括弧書きでその他報告事項を御覧ください。

1ページをお願いいたします。

1、夜間中学入学希望事前調査についてでございますが、この調査は、夜間中学で使用する教材、また、備品等の準備のため、入学希望者の大まかな人数を把握する必要があることから、令和4年11月27日から令和5年1月31日まで実施いたしました。

調査に当たりましたは、市町村及び福祉関係機関等約1,000か所に対し、英語、韓国語、中国語、ベトナム語のチラシ各2,500枚を含む、総数3万5,000枚の回答用はがきつきチラシを配布したほか、ポスターやSNSを活用した情報発信を行いました。

また、回答方法につきましては、返信用のはがき以外に、スマートフォンからも回答ができるような、インターネット上に5か国対応の入力フォームも設けるなどを行いました。

(2)の調査結果でございますけれども、集まった回答は全部で43件で、そのうち「是非入学したい」と回答した方が24人、「どちらかと言えば入学したい」という方が8人、また「まだ分からないが興味はある」という方が11名という結果でございました。

また、居住地別では、中学校を設置する熊本市が17名で約40%を占めています。年代別では、10代から30代までの比較的若い世代が34名で約79%でございました。また、外国語を使用する方が12名、約28%という状況でございました。

今後、この調査結果を参考にしながら、令和6年4月の開校に向けて準備を進めてまいりたいというふうに思っております。

右側2ページのほうをお願いいたします。

2、今後のスケジュール(案)についてでございます。

まず、条例、規則についてですが、6月の定例会において、夜間中学設置に関する熊本県立学校条例の改正について提案を予定しております。また、その他必要な規則の整備を行うこととしております。

生徒募集については、7月に入学説明会を開催し、8月から募集を開始します。その後、面談を経て12月に入学者を決定し、生徒一人一人の状況に合った学年、コース編制を行います。

教育課程につきましては、生徒募集開始に間に合うよう編成作業を進めます。

校章、校歌の制定につきましても、併せて準備を進めてまいります。

最後に、施設についてでございますが、9月県議会において、湧心館高校の敷地内に新たに整備する校舎の取得についてお諮りする予定としています。

下段には、参考として、昨年10月時点での全国の夜間中学設置、検討状況を掲載しているところでございます。

義務教育課の報告は以上でございます。

○大平雄一委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。

○城下広作委員 夜間中学の件でございますが、例えば、先ほど現在の小中学校の不登校の生徒の数を確認したら、4,100ぐらいの合計でした。

以前からずっとこれは、2003年からずっと、不登校の子供さんがいて、結果的に小学校、中学校、形は義務教育だから卒業はしています。だけど、実質の勉学はやっていない、そういう方に対してこの夜間中学というのは大事だということで、議会でも訴えさせ

ていただきました。

それで、定員は60名なんですよ。1年、2年、3年、20、20、20で。私は、もっと希望する人は多いのかなと思っておりましたが、この数字からいくと、ちょっと今定員を、入学したいというのがちょっと割れるなと思って。

それで、例えば、これで一番人口の多いのが熊本市なんだけれども、17名、天草は何で14名と多いのか分かりませんが、これから見たとしても、何かしら熊本市とか、この郡部のほうが意外と多いんですね。だから、情報の発信とか、これに何かちょっと問題があるのか、それとも統計の取り方としてどうだったのかなというのがあります。

本来なら、熊本市がもっと多いのかなというイメージはあるというふうに自分自身は感じるんですけども、ここら辺も、せっかく来年4月にオープンするわけですから、これだけ不登校でなかなか義務教育をちゃんと卒業できてない子がたくさんいると推測されると、こういう場所をしっかりと利用するという、せっかくつくるんだったら、まして九州で県立なんかは熊本が最初でございます。全国的にも県立の中学なんて少ないんですよ。これは、もう少し情報の発信の在り方というのを力を入れてやるべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○藤岡義務教育課長 委員御指摘のとおり、これから先、やはり一番大事なのは、周知広報活動だというふうなところを認識しております。

今回の入学希望事前調査におきましても、例えば、熊本市のLINE広報を活用させていただいたりとか、また、近隣の市町村も、SNSのほうを使用されているところは、そちらのほうに掲載していただくとか、そういうふうな取組を進めたところでございました。

ただ、本当に誰一人取り残さないという視点で、しっかりといろんな媒体、参加して集まるシンポジウム等もそうでございますけれども、今回、本課のほうでも、ツイッター、また、フェイスブックでそれを開設しておりますので、そういうところでもしっかりと情報発信、また、これは、特に人数としては、熊本市が一番多くなるというふうに想定しておりますので、熊本市教委ともしっかりと連携をしながら周知広報に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○城下広作委員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○末松直洋委員 関連でよろしいでしょうか。

今の城下先生の質問に関連するんですけども、昨年パレアであった夜間中学シンポジウムに私も参加させていただきました。

その中で、講師の先生たち、当時設置とか運営に関わった夜間中学の関係の先生たちのお話の中で出たのが、入学するまでに相当やっぱり入学希望者の皆さんは悩んでおられると、入学しようかしまいか、ずっと心の中で葛藤があるということをお話をされました。

現在、事前調査では、オンラインとかそういった形でやられているということですが、やはりちょっと後押しをしていただければ、思い切って入学してみようかなということになると思えますので、そこら辺、今後、その事前調査も何回かやられるんでしょうけれども、対面にされていくのか、このままオンラインでいくのか、そこら辺どのように考えておられますか。

○藤岡義務教育課長 すみません。今オンラインという話、これは周知広報ということで

しょうか。それとも、実際の夜間中学でのその授業がオンラインというような……

○末松直洋委員 いや、違う。その事前の調査。

○藤岡義務教育課長 申し訳ございません。

これは、もう様々な媒体で、もちろんSNS、オンラインも使うんですけども、実際に足を運んで周知広報を図っていきたくて。

事実、今回の入学希望事前調査につきましても、国際交流会館のほうで集まるイベントがあつているときに担当の者が行って説明をしたりだとか、また、あるベトナムの方だったかと思うんですが、いわゆるそのコミュニティでレクリエーションをされていると、仕事が終わった後ですね。それが体育館で行われているからということで、そこにちょっと足を運んで説明をさせていただいたりだとか、そういうことを今行っているところでございました。

こういう場をいろいろ見つけながら、実際に足を運んで進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○末松直洋委員 ぜひ対面で進めていただくようお願いします。

それと、入学希望者が、20代、30代が一番多いということではありますが、やはり学び直し、中学校で、例えば不登校だったり、学習が足りなかったということで、もう一回学び直しをしたいという方たちがかなり多いんだろうと思います。蒲島知事が掲げる誰一人取り残さないという精神が、ここで発揮できると思えますので、ぜひ夜間中学、期待しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかに質疑はありません

か。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

ここで、令和4年度教育警察常任委員会における取組の成果について御説明します。

12月の委員会でも御報告しましたが、この取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から施策の推進に向けて提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んでいる主な項目を取り上げ、この3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定については、御一任いただきましたので、池永副委員長及び執行部とで協議しまして、当委員会としては、6項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、現在執行部で検討等を続けておられますが、ここに上げた項目は、私と執行部との協議により、施策の取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、現在の執行部の取組や状況の部分も含めて、この案につきまして何か御意見はございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○岩田智子委員 すみません。今年度最後で、来年度に向けての最後の委員会になりますので、家庭教育支援条例の件についてちょっと伺いたいことが幾つかあるので、よろしくをお願いします。

家庭教育支援条例、熊本県が日本で最初にできたということもありますし、統一教会関係のいろんなマスコミ報道でも、何かその関係があるんじゃないかといろいろあつ

て、県民の皆さんの中から、私のところにも、この家庭教育支援条例がどういうものなのかとか、どんな取組をしているのかとか、いろいろ尋ねられることが多くあります。

私のほうも、私が議員になる前にできましたので、ずっと歴史的なことも調べましたし、検討委員会の中でいろんな話をされて、この条例ができたことも分かりましたので、その都度説明をしているんですけども、どうしても幾つか聞きたいので教えてください。

1つ目は、家庭教育支援条例の17条に、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報というのを提示するというふうに書いてありますが、この科学的知見がちゃんとあるのかどうかというのを聞かれたので、そういう情報をちょっと幾つか教えてほしいということです。

それから、13条に親になるための学びというのがあります。この件について、最近、令和4年度に岡山県が条例をつくりましたけれども、やはり多様性を尊重する今、この時代で、親になるための学びと規定するのはいかなものかということで、親になる選択をした場合のための学びというふうに岡山県はつくったんですね。そのことについて、熊本県、どういうふうに思っているのかなということ。

それから、13条のこの親になるための学びについて、取組の主なものを、まあ幾つか、1つか2つ大きなものを教えていただきたいと思います。

以上3点、すみません。

○三角社会教育課長 社会教育課でございます。

委員のまず御質問いただきました家庭教育支援条例第17条に規定いたします「科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供」という、こちらのことに

ついて御説明させていただきます。

まず、就寝時刻の変化による成長ホルモンの分泌の違いや朝食摂取の有無による学力への影響など、国の調査データで明確に子供の成長に影響を与えていることが示されております。

この内容につきましては、社会教育課のほうで作成をしております「親子で身につけよう！生活リズム」というチラシの中におきまして、こちらを提示させていただいております。

こちらのチラシは、親の学び講座等で活用しているものでございますが、先ほど申し上げましたように、睡眠による成長ホルモンの分泌の違いと朝食摂取と教科ごとの正答率等のデータを、これは国の調査等のデータでございますが、そちらを提示させていただいているところでございます。

当県教育委員会におきましては、10時前就寝、朝食摂取の調査を毎年度行い、子供の生活の実態を調査するとともに、規則正しい生活に関する理解や実施促進のための啓発資料の作成、広報啓発、これはチラシとかオンデマンドの動画等でございますが、そういうものも作成し、情報提供をしているところでございます。

また、親の学びトレーナー研修におきましても、科学的知見に基づいた親の学び講座を進めるための研修等も実施をしているところでございます。

続きまして、13条の親になるための学びについてお答えをさせていただきます。

当該13条に規定する親になるための学びは、子供が家庭の役割、子育ての意義、その他将来親になることについて必要なことを学ぶことを想定しているものでございますが、これは、親になることを強制したり、特定の考えや生き方を押しつつけたりしているものではないでございます。

親になることは、中高生にとっては、選択

肢の一つでございます。男女共同参画や多様性の視点から、男女等に関係なく子育てを行うことが必要とされておりますし、また、子供を産むという選択をしない場合でも、親権を行う者や未成年後見人等の、この当該条例で定めるところの保護者になったり、子供を監護する職業を選択したりすることも考えられます。

このようなことから、将来どのような選択をしても困らないような幅広い知識を習得させるということが大事であると考えております。

また、さらに、地域全体で子育てを支援するため、地域で子育てを支える大人になってほしいことから、中高生にとって必要な学びと考えております。

このように、当該条例13条に規定する親になるための学びは、親になる選択をした場合のための学びだけではなく、家庭教育や子育てを支援する人材の育成という意味もあり、幅広く捉えているところでございます。

続きまして、13条に規定をしております親になるための学びについて御説明をさせていただきます。

こちらは、実際には、間もなく大人になる生徒たちに、大人になったとき、親になったときという視点をベースに、そのときに必要な自立とコミュニケーションをメインテーマにプログラムを構成しております。

主なものとしたしましては、親がこうあるべきとかいうことを学ぶのではなく、学級生活や総合的な学習の時間の中で、広く大人になったときに身につけておくべきこと、例えば、将来の夢の実現に向けて考えるとか、交通ルールとかスマートフォンの使い方とかお金の使い方など、こういうことをテーマに皆で話し合うような、そういうプログラムも実施しているところでございます。

また、この当該条例は、庁内横断的に実施をしております、令和4年度におきまして

は、5部局18課71施策で進めているところなんです。関係課におきまして、この親になるための学びといたしまして、保育体験の推進とか思春期の性と性を育む授業の推進、それから食の安全に関する学習機会の提供なども進めているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 詳しく答弁いただきまして、ありがとうございます。

私のほうも、やっぱり子供たちがこれから大人になるために、今言われたように、家庭の中だけではなくて、地域とか、自分がその社会的な立場で自立をしたり、地域に貢献できるような大人になるということで、多様性を広げているという、認め合うということをおっしゃっていただいて、そういう方向での支援条例、しっかり活用していただきたいなというふうに思っていますので、今回、ちょっと私もどうなのかなと思っていた部分もあって、質問をさせていただきました。

早寝早起き、朝御飯というのを、チェック表を私も現場の教員のときにずっとさせてきました。そのチェックをすることで、やっぱり朝御飯を食べていこうとか、早寝しようという子はある程度いるんです。でも、実際、最終的には、やっぱりそこに格差が生まれてしまって、もう全然変わらないところとやっぱりどんどんよくなるとうところ、そのできないところにやっぱりちょっと焦点を当てなければいけないし、それこそ、さっきから言われているように、誰一人取り残さないというようなところでもありますので、やっぱり学校の先生たちにも、その辺もしっかり浸透させていただきたいなと思っています。今課長が言われたような考え方を浸透させていただきたいなと思っています。

以上です。長く取りましてすみませんでした。

○城下広作委員 端的に聞きます。

保育士の方とちょうどお会いして意見を聞く機会があったものですから、確認をしたいと思います。

今この時期、幼稚園、保育園、そして4月から小学校に上がる。保育士の方々が、子供の特徴をよく知っているんですね。この子は、ちょっと発達障害の気があるとなったときに、あんまり叱ってはいけないというふうに自分たちはずっとそのことを考えて努力してといいますか、保育をしてきたと。そして、そのままその情報を小学校に伝えるというような形で、結果的にそれがペーパーで報告書みたいな格好になって、それがそのまま担任が誰なのか分からないというような形で、それが生かされないケースがある。怒ってはこの子はパニックするんだということが、1つ注意書きであっても、結果的に小学校が受皿になっていったときには、そのことが生かされずに、ある意味では、ちょっと行動がのろいとかなんとかで怒ってしまう。それが、逆に言えば、大事な情報として伝えたのに生かされないというケースがあるんですがということなんです。現状として、小学校で受け入れるときに、そういう情報とか、保育士の方とかと懇談をすることによって、こういうふうな形の連携というのはあっているのかどうなのか、そこをちょっと確認させてください。

○宮本特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

幼保小の連携ということでございますが、就学前の子供さんの実態、状況については、基本的に市町村の教育委員会が中心になりまして実態把握をしております。

ただ、市町村の教育委員会のみではなく、当然学校も、教育委員会と一緒にしまして、実際に保育園に出向いて、その子供さんの保育園での生活の状況を見させていただ

たりとか、そういった実際に現認するような、目で見て確かめるような実態の把握をしていただくように、こちらからもお願いを申し上げているところでございます。

ただ、実際に就学前の保育園時代につくっていた計画が、そのままペーパーで学校に上がりましても、なかなか中身の実態というか、そこが伝わりにくいという状況がございますので、先ほどの現認については、徹底してやっていただくように、市町村教育委員会とも話をしながら連携を進めているところでございます。

○城下広作委員 ということ、私に相談をされた方は、それがなされてない、また、先生によって差がある、地域によって差がある、そういうことを同じ保育士同士で情報交換をして、それがどうもばらつきがあるからどうにか改善してくれということで、あえて質問しました。

だから、指導性はそうあっても、現場では凸凹があったりとか、個人によっては、その辺の先生によっては、全然その辺の力量というか、対応が違うという現状があるということだけは理解をしとってもらいたいと思います。

以上です。

○大平雄一委員長 ほかに何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これもちまして第7回教育警察常任委員会を閉会します。

午後0時26分閉会

○大平雄一委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日5名出席されております。5名の方々へ一言ずつ御挨拶をいた

ければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○大平雄一委員長 それではまず、警察本部、高光生活安全部長から。

（高光生活安全部長、開田刑事部長～竹内参事官の順に挨拶）

○大平雄一委員長 お疲れさまでした。

本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、池永副委員長をはじめ委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸課題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

山口警察本部長、白石教育長はじめ執行部の皆様におかれましては、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼申し上げます。

また、この3月をもって勇退される方におかれましては、長い間県政に携わっていただき、御苦労さまでございました。

今後とも、県政発展のため、変わらぬお力添えをいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、委員各位並びに執行部の皆様の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。（拍手）

副委員長からも挨拶をお願いします。

○池永幸生副委員長 大平委員長の下で1年間働きをさせていただきました。感謝申し上げます。

また、執行部の皆様、そして委員の皆様、本当に感謝します。ありがとうございました。

死ぬ気で委員長を支えようと思ったけれど

も、なかなかできた委員長で、する場面がありませんでした。また、その分努力して、皆さんとともに仕事ができることを、挨拶の代わりにとさせてもらいます。

ありがとうございました。（拍手）

○大平雄一委員長 以上で終了いたします。

大変お疲れさまでした。お世話になりました。

午後0時31分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長